

令和8年度木造・木質化支援事業 Q&A

要領第4関係（補助対象事業）

Q	混構造は木造化の補助対象に含まれますか？																										
A	混構造の場合、原則、施設の木造部分のみが補助対象となります。 事業の利用を検討されている場合は事前に御相談ください。																										
Q	大型商業施設等について、1 建築物内で複数の事業者が別で木質化の補助申請をすることは可能ですか？																										
A	事業者が異なる場合は、同一の建物内であっても、事業者別で申請が可能となります。 補助対象の可否は下表を参考としてください。																										
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">パターン1</th> <th style="width: 40%;">パターン2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備例</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>店舗A</td> <td style="border: 2px solid black;">店舗B</td> <td>店舗C</td> <td>店舗D</td> </tr> <tr> <td>店舗E</td> <td colspan="2"></td> <td>店舗F</td> </tr> <tr> <td>店舗G</td> <td>店舗H</td> <td>店舗I</td> <td>店舗J</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 100%;">2階:店舗B</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%;">1階:店舗A</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>整備内容</td> <td>既存施設内において、事業者が異なる店舗B、Jの整備</td> <td>既存施設内において、1・2階で事業者が異なる店舗の整備</td> </tr> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <td>補助対象の可否</td> <td colspan="2">事業者が異なる場合は、同一建物内であっても、事業別に申請が可能</td> </tr> </tbody> </table>	区分	パターン1	パターン2	整備例	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>店舗A</td> <td style="border: 2px solid black;">店舗B</td> <td>店舗C</td> <td>店舗D</td> </tr> <tr> <td>店舗E</td> <td colspan="2"></td> <td>店舗F</td> </tr> <tr> <td>店舗G</td> <td>店舗H</td> <td>店舗I</td> <td>店舗J</td> </tr> </table>	店舗A	店舗B	店舗C	店舗D	店舗E			店舗F	店舗G	店舗H	店舗I	店舗J	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 100%;">2階:店舗B</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%;">1階:店舗A</td> </tr> </table>	2階:店舗B	1階:店舗A	整備内容	既存施設内において、事業者が異なる店舗B、Jの整備	既存施設内において、1・2階で事業者が異なる店舗の整備	補助対象の可否	事業者が異なる場合は、同一建物内であっても、事業別に申請が可能	
区分	パターン1	パターン2																									
整備例	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>店舗A</td> <td style="border: 2px solid black;">店舗B</td> <td>店舗C</td> <td>店舗D</td> </tr> <tr> <td>店舗E</td> <td colspan="2"></td> <td>店舗F</td> </tr> <tr> <td>店舗G</td> <td>店舗H</td> <td>店舗I</td> <td>店舗J</td> </tr> </table>	店舗A	店舗B	店舗C	店舗D	店舗E			店舗F	店舗G	店舗H	店舗I	店舗J	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 100%;">2階:店舗B</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%;">1階:店舗A</td> </tr> </table>	2階:店舗B	1階:店舗A											
店舗A	店舗B	店舗C	店舗D																								
店舗E			店舗F																								
店舗G	店舗H	店舗I	店舗J																								
2階:店舗B																											
1階:店舗A																											
整備内容	既存施設内において、事業者が異なる店舗B、Jの整備	既存施設内において、1・2階で事業者が異なる店舗の整備																									
補助対象の可否	事業者が異なる場合は、同一建物内であっても、事業別に申請が可能																										

要領第6関係（補助対象事業費及び補助金額）

Q	国又は県の補助金等を利用して整備する施設において、補助金の併用は可能ですか？
A	原則、同一対象への重複の補助は認められませんが、補助対象や請負工事契約が明確に切り分けることができるようであれば、補助の対象になる場合があります。
Q	木質化、木造化（一般）及び木造化（中大規模施設）の補助対象事業費の範囲は？
A	<p>① 木質化の補助対象事業費は内装工事費のうち内装木質化を実施する場合の経費とし、木材費、木材の加工費（下地材、木材への塗料、釘等の設置に必要な部品等を含む。）、施工費を対象の範囲とします。</p> <p>② 木造化（一般）及び木造化（中大規模施設）の補助対象事業費は木工事費とします。</p>

q 実施要領第7関係（事業計画）

Q	木質化における補助事業実施期間とは？
A	補助対象となる内装工事の着手日から補助対象となる内装工事が完了し、補助事業者による補助対象物の検査を経て、引渡し（納品）が完了した日までとします。

Q	木造化（一般）および木造化（中大規模施設）における補助事業実施期間とは？
A	補助対象となる木工事の着手日から補助対象となる木工事が完了し、補助事業者による補助対象物の検査を経て、引渡し（納品）が完了した日までとします。
Q	設計支援における補助事業実施期間とは？
A	設計委託の契約日から成果品（設計図、仕様書等）の納品日までとします。
実施要領第7関係（事業計画）	
Q	競争入札に付さないことができる場合とは、例えば、どんな場合ですか？
A	例えば、設計や工事が特定の事業者でないと実施できず、その性質上（技術や木材調達、意匠性等）、代替性がない場合に競争入札に付さないことができます。
要領第18関係（財産処分）	
Q	事業により取得した、施設及び木の調度品等に関する管理責任については誰が負うのか？
A	補助事業者が負うこととなります。 本事業により取得した施設及び木の調度品については、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。また、補助対象施設について、 <u>事業の目的に沿わない利用があった場合は補助金の返還を求めることがあります。</u>
要領別表（第6関係）関係（対象施設）	
Q	事務所の木造化は補助対象ですか？
A	事務所は施設全体として、利用者が限定されるため、木造化の補助対象外です。
Q	事務所の木質化は補助対象施設ですか？
A	不特定多数の利用があるロビー等については、内装木質化の補助対象とします。
Q	店舗を対象施設とする場合、倉庫や事務室は木造化の対象ですか？
A	店舗は不特定多数の利用がある施設に含まれることから、その施設の一部である倉庫や事務室も木造化の補助対象です。
要領別表（第6関係）関係（木造化（中大規模施設）の補助要件）	
Q	要領別表（第6関係）記載の先駆的な木材とはどのようなものですか？
A	先駆的な木材の例として、CLT、接着重ね梁、耐火集成材・LVL・NLT・被覆型耐火構造・森林認証製品等があげられます。なお、これらについては県産材に限ります。 その他の利用については、個別に判断を行いますので、事前に御相談ください。
Q	JAS製品又は先駆的な木材等はどの程度使用すれば対象となりますか？
A	JAS製品又は先駆的な木材等の使用量については、主要構造部（柱、梁、桁、構造用合板等）の木材使用量に占める割合が5割以上であることが必要です。
Q	利用者の目に見える内装等にも県産材が使われているかは、どのように確認しますか？

A	事業計画書提出時の、図面（パース等）から総合的に判断します。県産材が柱や壁、腰板、架構等に視認できる形で使われているかを確認します。
Q	年間の延べ利用者数が 1 万人以上を見込めることはどのように判断しますか？
A	事業計画書記載の施設の利用者数から 1 日の利用者数、収容人数、回転率等を考慮して判断します。
Q	補助額が 10,000,000 円を超える場合は、「建築物木材利用促進協定」を締結することとあるが、いつまでに締結すればよいですか？
A	補助金の額の確定までに建築物木材利用促進協定を締結することとします。